

(9) 五条川右岸流域下水道

五条川右岸流域下水道は、一宮市始め4市2町を対象として、平成4年12月に都市計画決定されました。

当流域下水道は平成5年度に事業着手、平成13年4月に供用開始し、現在、4市2町の汚水を処理しています。

現在の運転状況（五条川右岸浄化センター）

供用開始年月	平成13年4月		
処理能力	日最大 36,000m ³ （令和6年4月現在）		
処理フロー	（水処理）初沈－反応槽－終沈－滅菌－放流 （汚泥処理）濃縮－脱水－場外搬出（有効利用）		
処理区域面積	2,397ha（令和6年4月現在）		
処理区域内人口	138,390人（令和6年4月現在）		
日平均流入水量	27,566m ³ （令和5年度実績）		
流入水質および放流水質	流入水	放流水	
	BOD	200	1.3
	COD	130	8.0
	SS	190	5.0
	T-N	42	6.0
	T-P	4.4	0.4
（単位 mg/l, 令和5年度平均）			
放流先	五条川		
汚泥発生状況	脱水ケーキ 9,259t（令和5年度実績） 他流域処理場へ払出量 541t		
汚泥の利用および処分方法	脱水ケーキ：セメント原料、肥料原料、建設資材原料として有効利用		

関連市町別の現況（五条川右岸）

項目 市町名	令和5年度			
	処理区域面積 ^{注1)} (ha)	処理区域内人口 ^{注2)} (人)	水洗化人口 ^{注3)} (人)	流入水量 ^{注4)} (m ³ /日)
一宮市	587	24,439	14,493	4,429
犬山市	227	11,724	7,357	1,973
江南市	666	42,206	31,946	8,604
岩倉市	301	23,856	18,345	5,081
大口町	339	17,554	14,288	4,192
扶桑町	276	18,450	12,530	3,288
計	2,397	138,229	98,959	27,566

注1) 処理区域面積は、令和6年4月1日現在の処理開始公示区域面積を示している。

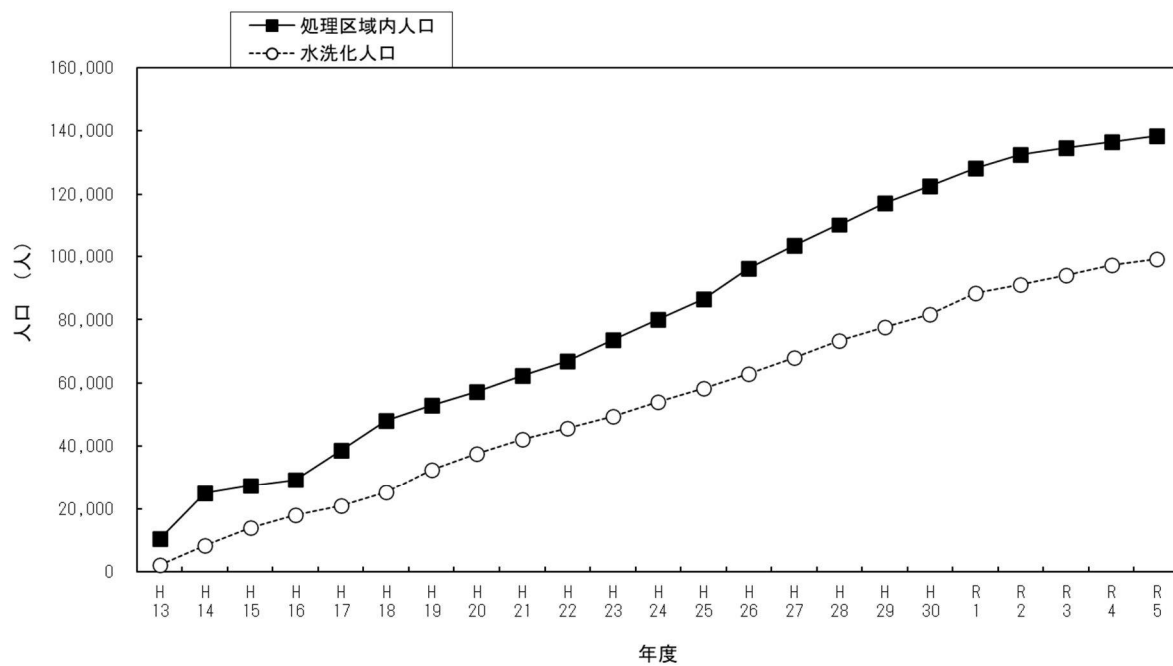
注2) 処理区域内人口は、令和6年4月1日現在の処理開始公示区域において、令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口(外国人人口を含む)より算出した人口を示している。

注3) 水洗化人口は、令和6年4月1日現在の下水道接続人口を示している。

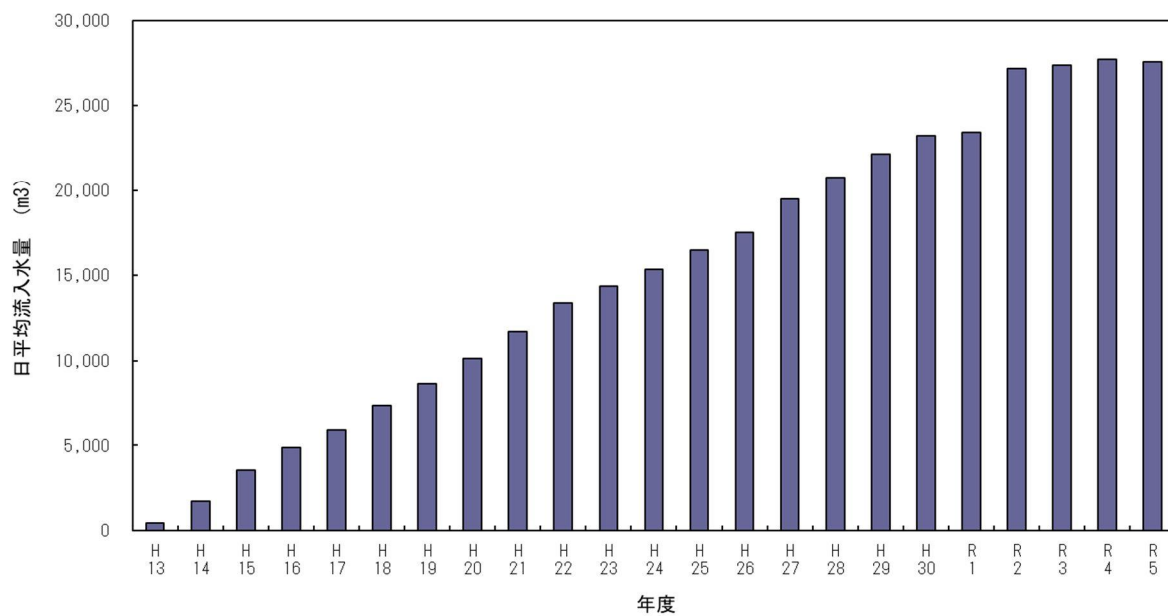
注4) 流入水量は、令和5年度の日平均流入水量を示している。

注5) 将来流域下水道に編入される計画の区域・人口は含まない。

注6) 端数処理をしているため、合計値が合わないことがある。

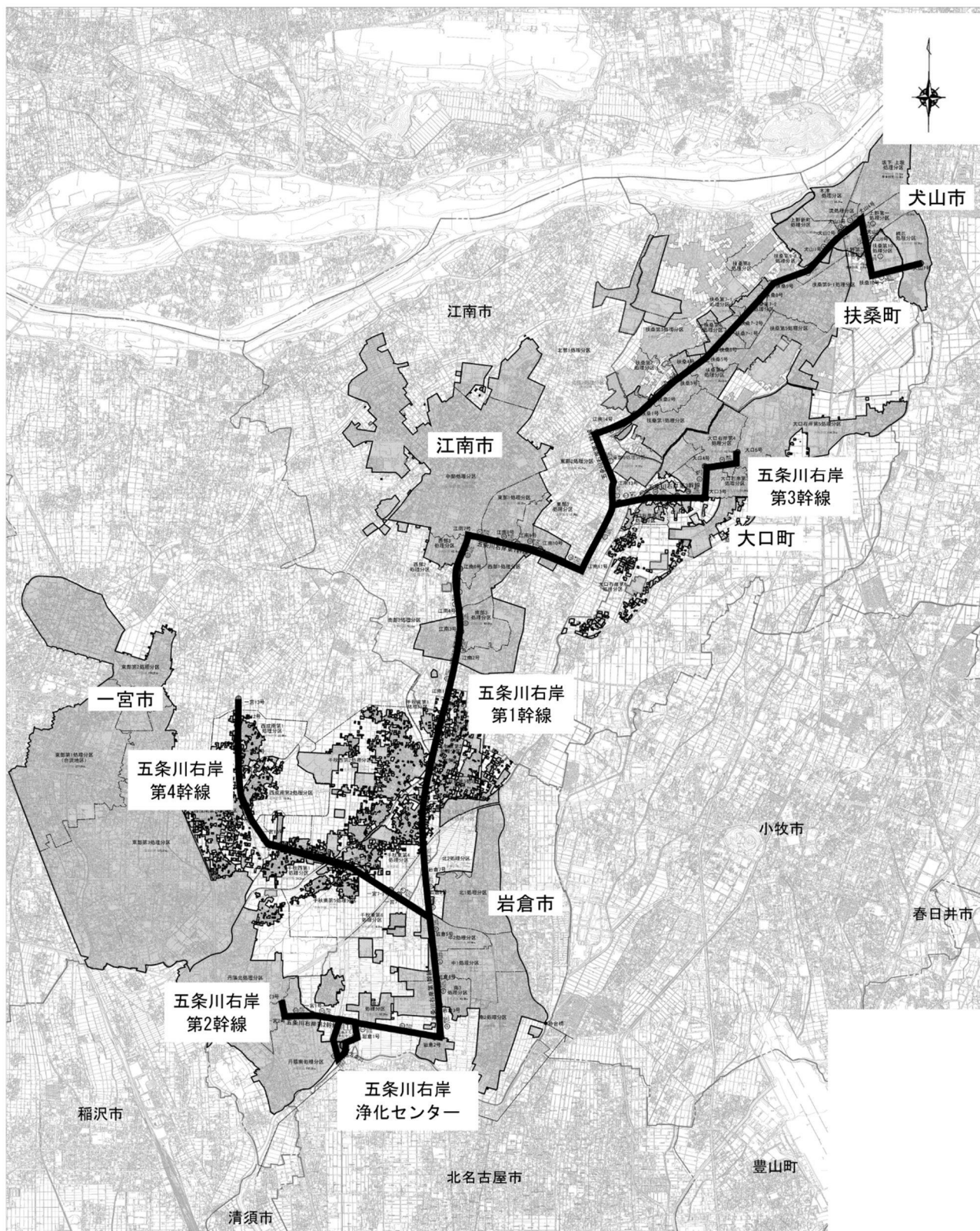


五条川右岸処理区の処理区域内人口および水洗化人口の推移



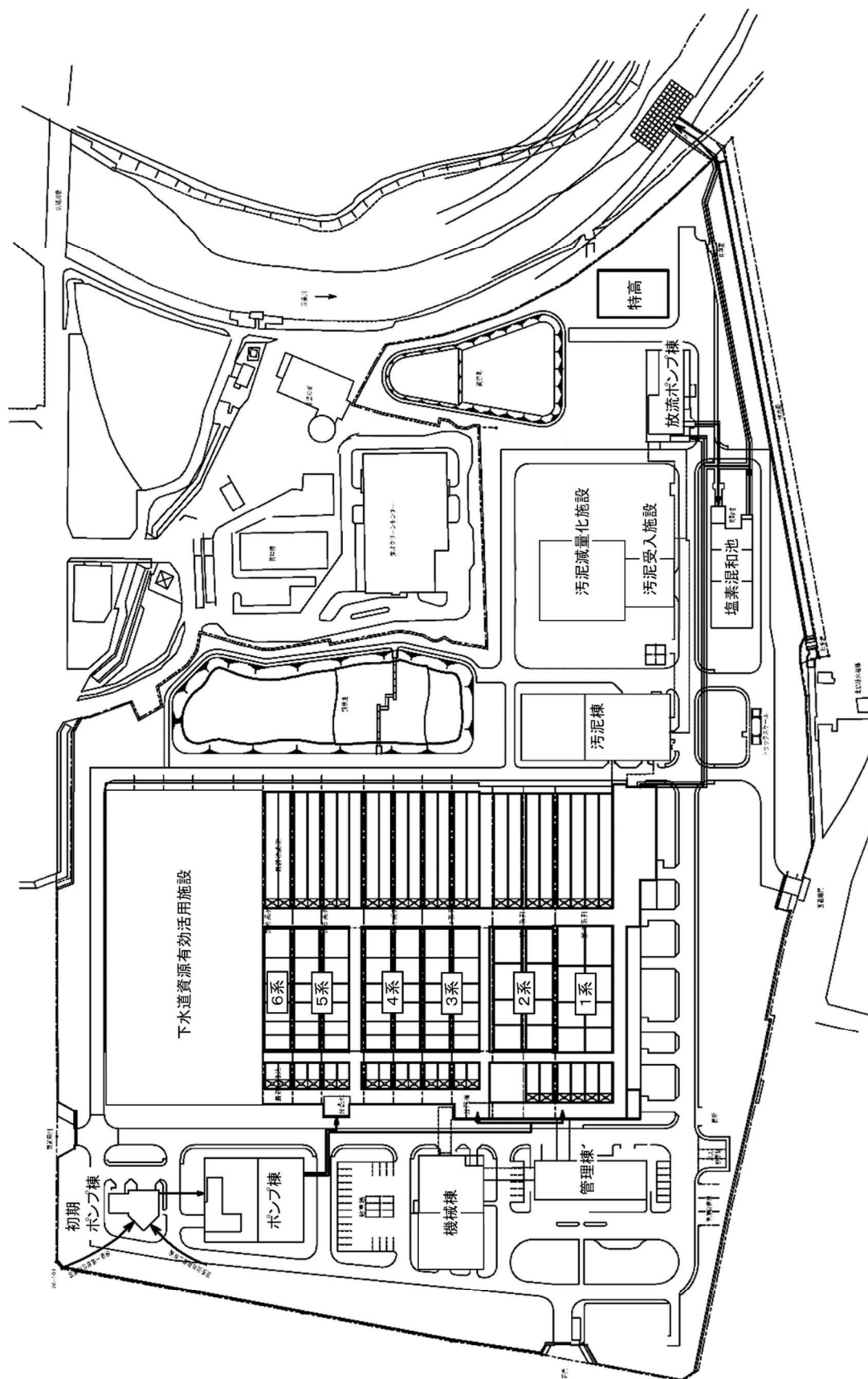
五条川右岸処理区の流入水量の推移

五条川右岸流域下水道事業 計画一般図





五条川右岸浄化センター 平面図



関連市町別の計画概要（五条川右岸）

			流域下水道名	処 理 区 名	
			五条川右岸	五条川右岸	
項 目		基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画(認可)*	都市計画法事業認可
当初決定、届出、認可		目標年次	平成 4 年 12 月 4 日	平成 5 年 9 月 9 日	平成 5 年 10 月 12 日
変更決定、届出、認可			平成 22 年 12 月 24 日	令和 6 年 7 月 29 日	令和 3 年 4 月 15 日
事 業 期 間		令和 30 年度		～令和 12 年 3 月 31 日	～令和 8 年 3 月 31 日
計 画 処 理 区 域 (ha)	一 宮 市	1,727.4		1727.5	
	犬 山 市	258.0		258.0	
	江 南 市	809.8		770.6	
	岩 倉 市	450.8		429.1	
	大 口 町	340.5		350.5	
	扶 桑 町	413.0		339.4	
	計	4,009.6		3,875.1	
計 画 処 理 人 口 (人)	一 宮 市	77,300		26,075	
	犬 山 市	9,500		12,720	
	江 南 市	37,500		44,495	
	岩 倉 市	28,200		24,955	
	大 口 町	16,600		16,793	
	扶 桑 町	18,000		19,589	
	計	187,100		144,627	
計 画 汚 水 量 (m³/日)	一 宮 市	34,859		9,738	
	犬 山 市	4,131		5,072	
	江 南 市	14,394		16,038	
	岩 倉 市	12,543		10,755	
	大 口 町	8,095		7,828	
	扶 桑 町	7,060		7,092	
	そ の 他	280		0	
	計	81,362		56,523	

注) 合計の欄は四捨五入の関係上合わないものがあります。

注) 令和 6 年 8 月末現在。

注) 平成 24 年 3 月 31 日以前の下水道法事業計画については、届出日ではなく国からの認可日となっています。

基本計画の経緯（五条川右岸）

項 目	基 本 計 画			
	当初計画	第1回変更	第2回変更	第3回変更
計 画 策 定 年 度	平成4年度	平成14年度	平成22年度	平成28年度
対 象 市 町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町
処理区域面積(ha)	5,631	5,659	5,518	5,542
計画処理人口(人)	254,200	253,180	263,140	264,800
計画汚水量(m³/日最大)	164,900	149,500	138,785	139,482
管 渠 延 長 (m)	25,514	27,290	28,140	28,330
処理場能力(m³/日最大)	164,900	149,500	138,800	139,600
処 理 場 面 積 (m ²)	114,100	114,100	114,100	114,100
計 画 目 標 年 次	平成17年	平成27年	令和7年	令和7年
項 目	基 本 計 画			
	第4回変更	第5回変更	第6回変更	
計 画 策 定 年 度	平成29年度	令和2年度	令和6年度	
対 象 市 町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町	
処理区域面積(ha)	5,316	4,257	4,010	
計画処理人口(人)	247,440	227,358	187,100	
計画汚水量(m³/日最大)	131,339	125,280	81,362	
管 渠 延 長 (m)	28,330	26,590	26,590	
処理場能力(m³/日最大)	131,400	128,000	88,000	
処 理 場 面 積 (m ²)	114,100	114,100	114,100	
計 画 目 標 年 次	令和7年	令和7年	令和30年	

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の経緯の中で記す。
管渠延長は計画ベースで、放流渠(10m)を含まず。

都市計画決定の経緯（五条川右岸）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	当初決定	第 1 回変更	第 2 回変更	第 3 回変更
告 示 年 月 日	H4.12.4	H9.9.8	H17.10.11	H22.12.24
対 象 市 町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町
処理区域面積(ha)	2,303	—	—	—
管 渠 延 長 (m)	19,190	—	—	—
処 理 場 面 積 (m ²)	114,100	—	—	—
変 更 内 容		・管渠計画の変更 (第 1 幹線変更、第 3 幹線 追加)	・管渠計画の変更 (第 4 幹 線 の 追 加 、 1,000ha による簡素化)	・都市計画区域の再編に伴 う名称変更
項 目	都 市 計 画 決 定			
告 示 年 月 日				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
管 渠 延 長 (m)				
処 理 場 面 積 (m ²)				
変 更 内 容				

平成 8 年度以降、表示方法の変更より処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を記さない。

平成 8 年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画(認可)の経緯（五条川右岸）

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画（旧 認 可）			
		当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
策 定 年 月 日		H5.9.9	H8.3.29	H9.11.26	H15.2.28
対 象 市 町		一宮市、江南市、岩倉市	一宮市、江南市、岩倉市	一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
処理区域面積(ha)		515	515	1,163	1,533
計画処理人口(人)		25,900	25,900	33,800	80,920
計画汚水量(m³/日最大)		15,147	15,147	20,600	40,400
管 渠 延 長 (m)		9,561	9,560	19,760	20,130
処理場能力(m³/日最大)		20,600	20,600	20,600	40,600
処 理 場 面 積 (m ²)		114,100	114,100	114,100	114,100
処理方式	水 処 理	活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法	凝集剤添加活性汚泥法 凝集剤添加硝化脱窒法
	汚 泥 処 理	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却
事 業 期 間 等		H5.9.9～ H12.3.31	H5.9.9～ H12.3.31	H5.9.9～ H16.3.31	H5.9.9～ H21.3.31
変 更 内 容			・接続箇所の変更 ・処理施設計画の変更	・区域拡大 ・第1幹線の変更、延伸 ・第3幹線の追加 ・沈砂池削除	・第1幹線の延伸 ・区域拡大 ・水処理方法の変更 ・処理能力の変更

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画（旧 認 可）			
		第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更
策 定 年 月 日		H18.4.26	H23.3.15	H27.2.5	H29.3.3
対 象 市 町		一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
処理区域面積(ha)		2,089	2,621	2,792	3,038
計画処理人口(人)		81,301	116,465	110,907	148,500
計画汚水量(m³/日最大)		51,741	65,065	63,341	77,128
管 渠 延 長 (m)		23,560	26,740	26,740	26,990
処理場能力(m³/日最大)		60,000	66,800	66,800	85,600
処 理 場 面 積 (m ²)		114,100	114,100	114,100	114,100
処理方式	水 処 理	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法
	汚 泥 処 理	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却
事 業 期 間 等		H5.9.9～ H24.3.31	H5.9.9～ H30.3.31	H5.9.9～ H30.3.31	H5.9.9～ R5.3.31
変 更 内 容		・第1幹線の延伸 ・第4幹線の追加 ・区域拡大 ・水処理方法の変更 ・処理能力の変更	・区域拡大 ・事業施行期間の延伸 ・第1幹線の延伸 ・第4幹線の延伸 ・処理能力の変更	・区域拡大	・区域拡大 ・接続点の追加 ・第1幹線（管径、延長）の変更 ・処理能力の変更 ・事業施行期間の延伸

注) 策定年月日は、平成23年度までは国からの認可日、平成24年度からは国への届出日となっています。

下水道法事業計画(認可)の経緯（五条川右岸）

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画（旧 認 可）			
		第 8 回変更	第 9 回変更	第 1 0 回変更	第 11 回変更
策 定 年 月 日		H31.3.29	R3.3.18	R4.3.18	R6.7.29
対 象 市 町		一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町
処理区域面積(ha)		3,040	2,734	2,749	3,875
計画処理人口(人)		146,000	143,400	143,400	144,267
計画汚水量(m³/日最大)		74,100	67,600	67,600	56,523
管 渠 延 長 (m)		26,990	26,590	26,590	26,590
処理場能力(m³/日最大)		81,600	80,000	80,000	64,000
処 理 場 面 積 (m ²)		114,100	114,100	114,100	114,100
処理方式	水 処 理	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法
	汚 泥 処 理	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却
事 業 期 間 等		H5.9.9～ R5.3.31	H5.9.9～ R8.3.31	H5.9.9～ R8.3.31	H5.9.9～ R12.3.31
変 更 内 容		・区域拡大 ・処理能力の変更	・区域拡大 ・第 4 幹線（管径、延長） の変更 ・処理能力の変更 ・事業施行期間の延伸	・共同汚泥処理体制の位 置付け ・区域拡大	・事業期間の延伸 ・処理区域の変更 ・処理分区界の変更 ・処理場の施設計画の変 更
項 目		下 水 道 法 事 業 計 画（旧 認 可）			
策 定 年 月 日					
対 象 市 町					
処理区域面積(ha)					
計画処理人口(人)					
計画汚水量(m³/日最大)					
管 渠 延 長 (m)					
処理場能力(m³/日最大)					
処 理 場 面 積 (m ²)					
処理方式	水 処 理				
	汚 泥 処 理				
事 業 期 間 等					
変 更 内 容					

注) 策定年月日は、平成 23 年度までは国からの認可日、平成 24 年度からは国への届出日となっています。

都市計画法事業認可の経緯（五条川右岸）

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
告 示 年 月 日	H5.10.12	H9.12.12	H15.4.1	H18.5.24
対 象 市 町	一宮市、江南市、岩倉市	一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
処理区域面積(ha)	2,409	2,727	(1,533)	(2,089)
計画処理人口(人)	102,300	111,300	(80,920)	(81,301)
計画汚水量(m ³ /日最大)	59,200	63,370	(40,400)	(51,741)
管 渠 延 長 (m)	9,561	19,770	20,140	15,480
処理場能力(m ³ /日最大)	(20,600)	(20,600)	(40,600)	(60,000)
処 理 場 面 積 (m ²)	114,100	114,100	114,100	114,100
事 業 期 間 等	H5.10.12～ H12.3.31	H5.10.12～ H16.3.31	H5.10.12～ H21.3.31	H5.10.12～ H24.3.31
変 更 内 容		・幹線の延伸 ・幹線の追加	・幹線の延伸	・第1幹線の一部削除 ・第2，3幹線の削除 ・第4幹線の追加 ・放流幹線の削除 ・処理方法の変更 ・事業施行期間の延伸
項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	第4回変更	第5回変更	第6回変更	
告 示 年 月 日	H23.9.15	H29.4.21	R3.4.15	
対 象 市 町	一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町	
処理区域面積(ha)	(2,621)	(3,038)	(2,734)	
計画処理人口(人)	(137,958)	(148,500)	(143,400)	
計画汚水量(m ³ /日最大)	(65,065)	(77,128)	(67,583)	
管 渠 延 長 (m)	17,400	17,400	17,400	
処理場能力(m ³ /日最大)	(66,800)	(85,600)	(80,000)	
処 理 場 面 積 (m ²)	114,100	114,100	114,100	
事 業 期 間 等	H5.10.12～ H30.3.31	H5.10.12～ R5.3.31	H5.10.12～ R8.3.31	
変 更 内 容	・幹線の延伸 ・事業施行期間の延伸	・事業施行期間の延伸	・事業施行期間の延伸	

() 内は参考である。

(10) 新川東部流域下水道

新川東部流域下水道は、豊山町始め3町を対象として、平成12年11月に都市計画決定されました。(平成18年3月に、師勝町と西春町が合併し北名古屋市となったため、現在は1市1町を対象としています。)

当流域下水道は平成12年度に事業着手、平成20年3月に供用開始し、現在、1市1町の汚水を処理しています。

現在の運転状況(新川東部浄化センター)

供用開始年月	平成20年3月		
処理能力	日最大18,530 m ³ (令和6年4月現在)		
処理フロー	(水処理) 初沈(一部)－反応槽－終沈－滅菌－放流 (汚泥処理) 濃縮－脱水－場外搬出(有効利用)		
処理区域面積	881ha(令和6年4月現在)		
処理区域内人口	59,964人(令和6年4月現在)		
日平均流入水量	11,955m ³ (令和5年度実績)		
流入水質および放流水質	流入水	放流水	
	BOD	250	1.8
	COD	150	6.8
	SS	180	2.7
	T-N	51	3.7
	T-P	5.7	0.5
(単位 mg/l, 令和5年度平均)			
放流先	鴨田川		
汚泥発生状況	脱水ケーキ 3,626t(令和5年度実績) 他流域処理場へ払出量 19t		
汚泥の利用および処分方法	脱水ケーキ：セメント原料、肥料原料、建設資材原料として有効利用		

関連市町別の現況(新川東部)

項目 市町名	令和5年度			
	処理区域面積 ^{注1)} (ha)	処理区域内人口 ^{注2)} (人)	水洗化人口 ^{注3)} (人)	流入水量 ^{注4)} (m ³ /日)
北名古屋市	631	47,139	37,206	9,647
豊山町	250	12,825	7,747	2,308
計	881	59,964	44,953	11,955

注1) 処理区域面積は、令和6年4月1日現在の処理開始公示区域面積を示している。

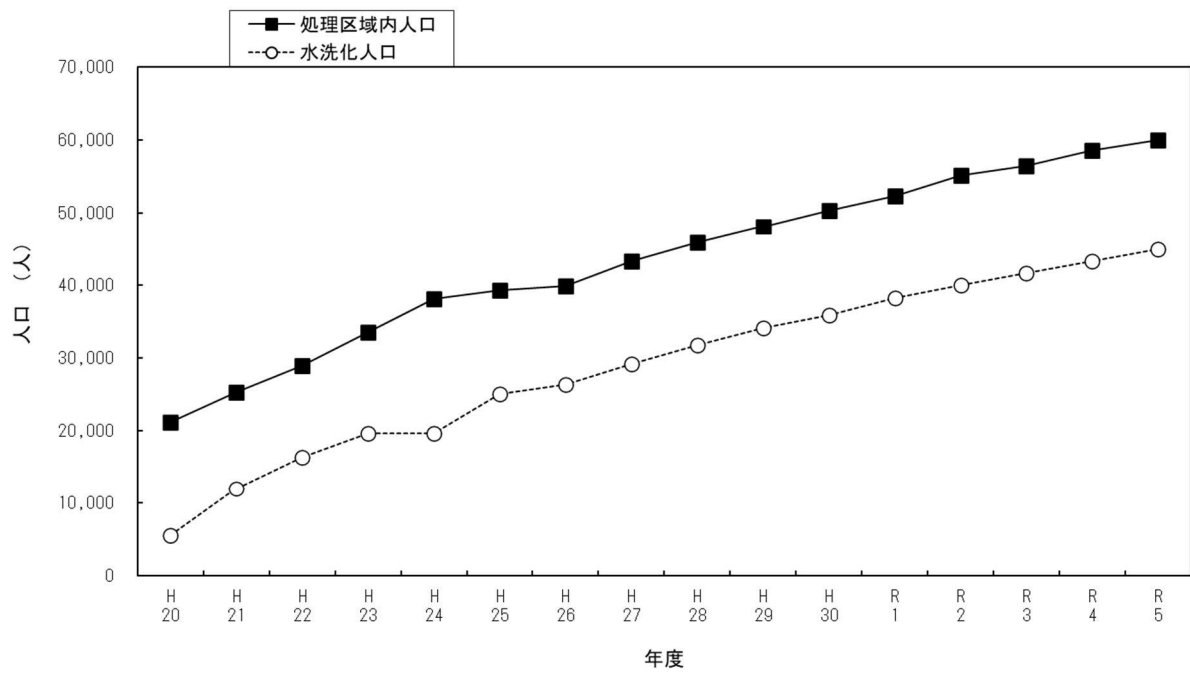
注2) 処理区域内人口は、令和6年4月1日現在の処理開始公示区域において、令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口(外国人人口を含む)より算出した人口を示している。

注3) 水洗化人口は、令和6年4月1日現在の下水道接続人口を示している。

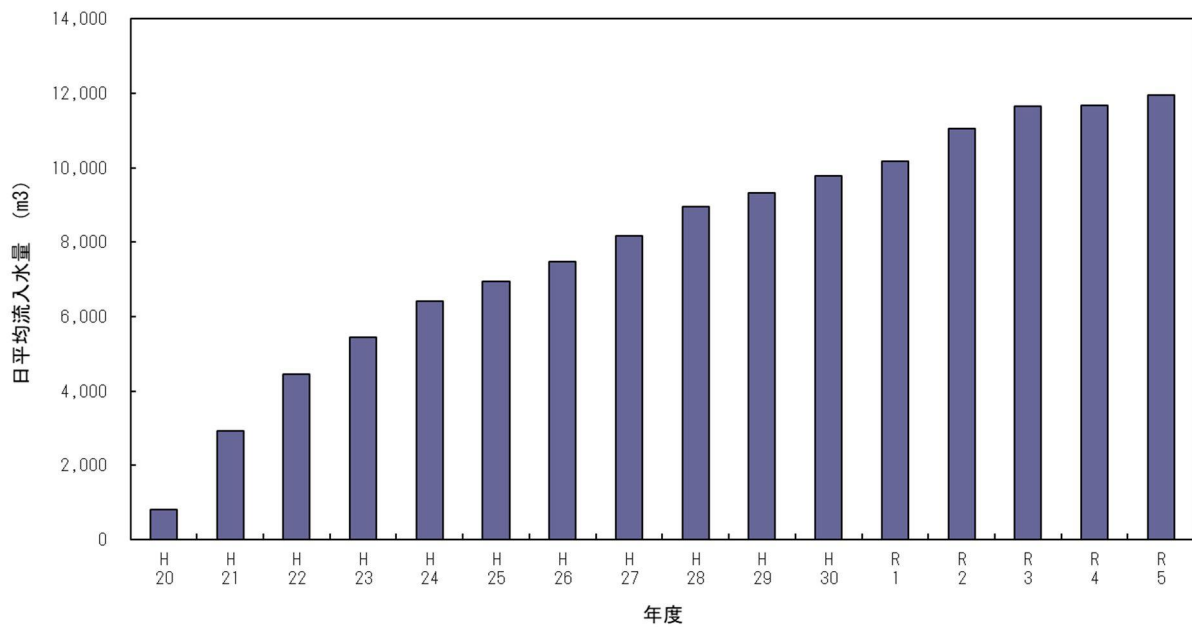
注4) 流入水量は、令和5年度の日平均流入水量を示している。

注5) 将来流域下水道に編入される計画の区域・人口は含まない。

注6) 端数処理をしているため、合計値が合わないことがある。

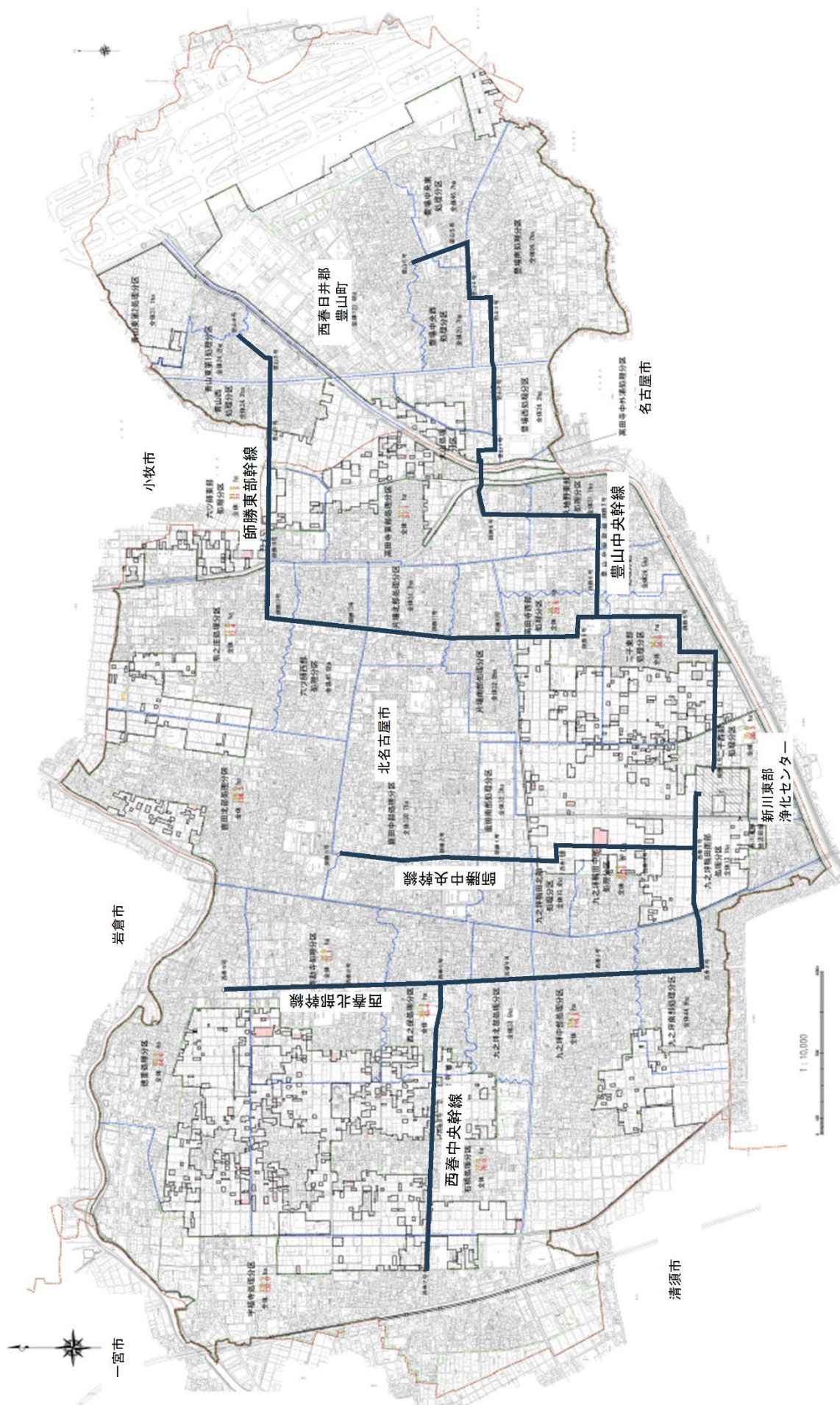


新川東部処理区の処理区域内人口および水洗化人口の推移

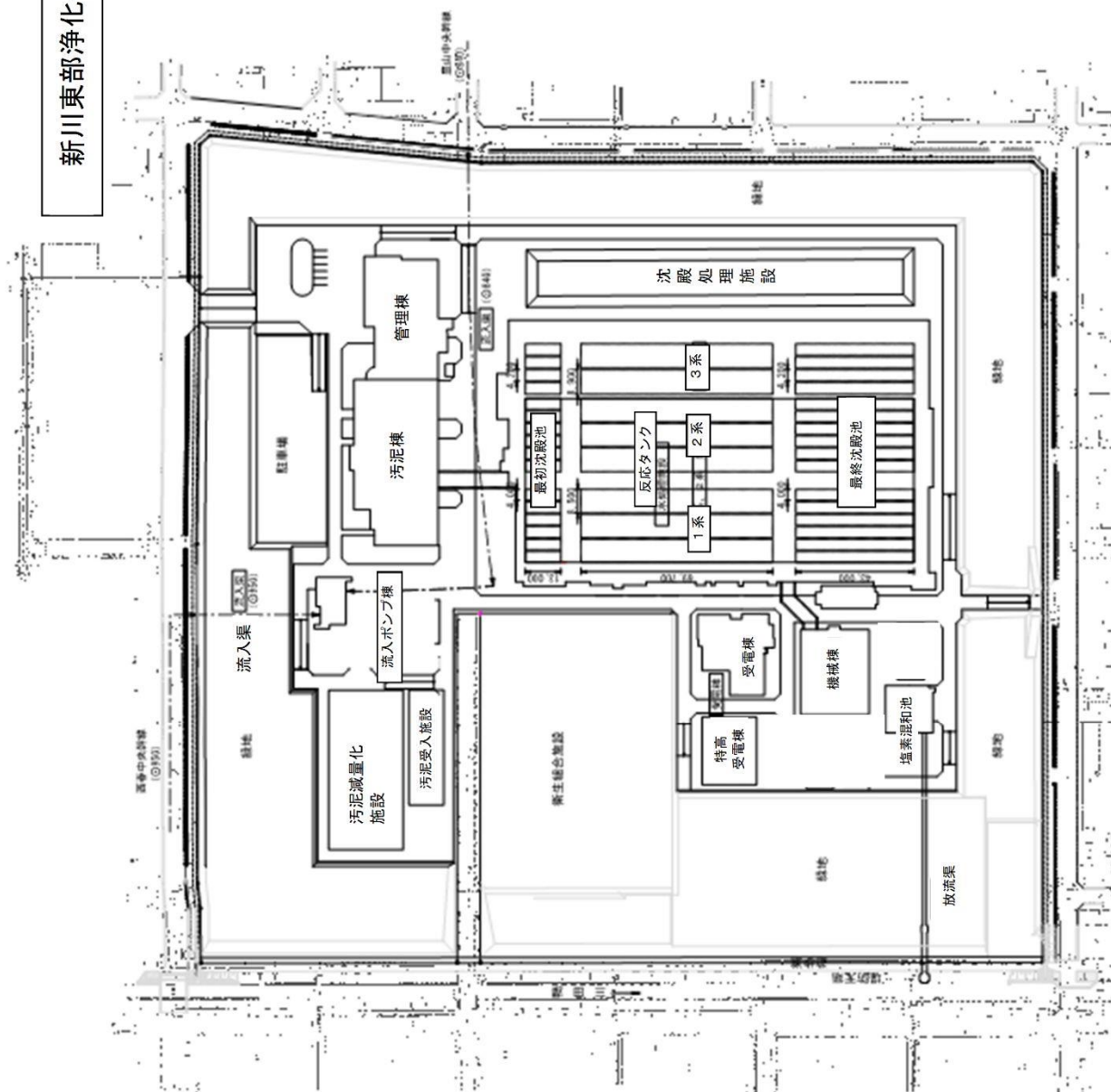


新川東部処理区の流入水量の推移

新川東部流域下水道事業 計画一般図



新川東部浄化センター 平面図



関連市町別の計画概要（新川東部）

				流域下水道名	処 理 区 名
				新川東部	新川東部
項 目		基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画(認可)※	都市計画法事業認可
当初決定、届出、認可		目標年次	平成 12 年 11 月 28 日	平成 12 年 12 月 27 日	平成 13 年 9 月 28 日
変更決定、届出、認可			平成 29 年 2 月 21 日	令和 6 年 7 月 16 日	令和 2 年 2 月 28 日
事 業 期 間		令和 30 年度		～令和 12 年 3 月 31 日	～令和 8 年 3 月 31 日
計 画 処 理 区 域 (ha)	北名古屋市	1,329.6		796.4	
	豊 山 町	415.9		328.9	
	計	1,745.5		1,125.3	
計 画 処 理 人 口 (人)	北名古屋市	81,400		55,410	
	豊 山 町	15,900		14,970	
	計	97,300		70,380	
計 画 汚 水 量 (m³/日)	北名古屋市	31,844		20,389	
	豊 山 町	9,273		8,649	
	計	41,117		29,038	

注) 合計の欄は四捨五入の関係上合わないものがあります。

注) 令和 6 年 8 月末現在。

注) 平成 24 年 3 月 31 日以前の下水道法事業計画については、届出日ではなく国からの認可日となっています。

基本計画の経緯（新川東部）

項 目	基 本 計 画			
	当初計画	第1回変更	第2回変更	第3回変更
計 画 策 定 年 度	平成 12 年度	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 29 年度
対 象 市 町	豊山町、師勝町、西春町	北名古屋市、豊山町	北名古屋市、豊山町	北名古屋市、豊山町
処理区域面積(ha)	1,765	1,719	1,733	1,723
計画処理人口(人)	95,540	94,500	89,370	98,740
計画汚水量(m³/日最大)	61,600	61,000	52,207	56,764
管 渠 延 長 (m)	16,860	16,800	16,730	16,700
処理場能力(m³/日最大)	61,600	61,000	52,320	56,800
処 理 場 面 積 (m ²)	82,600	82,000	82,000	82,000
計 画 目 標 年 次	平成 27 年	平成 27 年	平成 37 年	平成 37 年
項 目	基 本 計 画			
	第4回変更	第5回変更		
計 画 策 定 年 度	令和 4 年度	令和 6 年度		
対 象 市 町	北名古屋市、豊山町	北名古屋市、豊山町		
処理区域面積(ha)	1,740	1746		
計画処理人口(人)	98,740	97,300		
計画汚水量(m³/日最大)	57,495	41,117		
管 渠 延 長 (m)	17,170	16,970		
処理場能力(m³/日最大)	57,500	41,200		
処 理 場 面 積 (m ²)	82,000	82,000		
計 画 目 標 年 次	令和 7 年	令和 30 年		

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の中で記す。
管渠延長は計画ベースで、放流渠(10m)は含まず。

都市計画決定の経緯（新川東部）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	当初決定	第 1 回変更	第 2 回変更	第 3 回変更
告 示 年 月 日	H12.11.28	H18.11.14	H21.2.27	H22.12.24
対 象 市 町	豊山町、師勝町、西春町	北名古屋市、豊山町	北名古屋市、豊山町	北名古屋市、豊山町
処理区域面積(ha)	—	—	—	—
管 渠 延 長 (m)	—	—	—	—
処 理 場 面 積 (m ²)	—	—	—	—
変 更 内 容		・市町村合併による名称の変更	・新川東部流域下水道と新川西部流域下水道を新川流域下水道として位置付け ・管渠計画の変更 (1,000ha による簡素化)	・都市計画区域の再編に伴う名称変更
項 目	都 市 計 画 決 定			
	第 4 回変更			
告 示 年 月 日	H29.2.21			
対 象 市 町	北名古屋市、豊山町			
処理区域面積(ha)	—			
管 渠 延 長 (m)	—			
処 理 場 面 積 (m ²)	—			
変 更 内 容	・処理区域の変更(稲沢市の追加) ・稲沢市の追加に伴う都市計画名称の変更(「名古屋都市計画下水道」→「名古屋都市計画及び尾張都市計画下水道」) ・処理場面積の変更 ※上記はすべて新川西部処理区に関する変更内容			

平成 8 年度以降、表示方法の変更より処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を記さない。

平成 8 年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画(認可)の経緯（新川東部）

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画（旧 認 可）			
		当初認可	第 1 回変更	第 2 回変更	第 3 回変更
策 定 年 月 日		H12.12.27	H17.11.25	H20.5.30	H21.4.27
対 象 市 町		豊山町、師勝町、西春町	豊山町、師勝町、西春町	北名古屋市、豊山町	北名古屋市、豊山町
処理区域面積(ha)		261	553	553	553
計画処理人口(人)		15,700	28,930	28,930	28,930
計画汚水量(m³/日最大)		2,210	18,000	18,000	18,000
管 渠 延 長 (m)		7,840	13,880	13,770	14,210
処理場能力(m³/日最大)		2,750	18,530	18,530	18,530
処 理 場 面 積 (m ²)		82,600	82,000	82,000	82,000
処理方式	水 処 理	オキシデーションディッチ法 ＋急速ろ過法 ＋凝集剤添加	オキシデーションディッチ法 凝集剤添加硝化脱窒法 ＋急速ろ過法 ＋凝集剤添加	オキシデーションディッチ法 凝集剤添加硝化脱窒法 ＋急速ろ過法 ＋凝集剤添加	オキシデーションディッチ法 凝集剤添加硝化脱窒法 ＋急速ろ過法 ＋凝集剤添加
	汚 泥 処 理	濃縮、機械脱水、焼却	濃縮、機械脱水、焼却	濃縮、機械脱水、焼却	濃縮、機械脱水、焼却
事 業 期 間 等		H12.12.27～H20.3.31	H12.12.27～H24.3.31	H12.12.27～H24.3.31	H12.12.27～H24.3.31
変 更 内 容			・計画区域の拡大 ・管渠の延伸 ・水処理施設の増設 (OD 法,硝化脱窒素法)	・管渠計画の変更 (師勝東部幹線)	・管渠計画の変更 (師勝東部幹線)
項 目		下 水 道 法 事 業 計 画（旧 認 可）			
		第 4 回変更	第 5 回変更	第 6 回変更	第 7 回変更
策 定 年 月 日		H23.3.31	H28.8.31	H30.1.25	R 2.2.21
対 象 市 町		北名古屋市、豊山町	北名古屋市、豊山町	北名古屋市、豊山町	北名古屋市、豊山町
処理区域面積(ha)		704	828	863	1,006
計画処理人口(人)		39,290	51,330	54,000	63,000
計画汚水量(m³/日最大)		21,178	24,963	26,182	28,305
管 渠 延 長 (m)		15,150	15,150	15,130	16,700
処理場能力(m³/日最大)		23,670	29,100	29,100	29,100
処 理 場 面 積 (m ²)		82,000	82,000	82,000	82,000
処理方式	水 処 理	オキシデーションディッチ法 凝集剤添加硝化脱窒法 ＋凝集剤添加	オキシデーションディッチ法 凝集剤添加硝化脱窒法 ＋凝集剤添加	オキシデーションディッチ法 凝集剤添加硝化脱窒法 ＋凝集剤添加	オキシデーションディッチ法 凝集剤添加硝化脱窒法 ＋凝集剤添加
	汚 泥 処 理	濃縮、機械脱水、焼却	濃縮、機械脱水、焼却	濃縮、機械脱水、焼却	濃縮、機械脱水、焼却
事 業 期 間 等		H12.12.27～H29.3.31	H12.12.27～H33.3.31	H12.12.27～H33.3.31	H12.12.27～R8.3.31
変 更 内 容		・計画区域の拡大 ・事業期間の延伸 ・処理能力の変更	・計画区域の拡大 ・事業期間の延伸 ・処理能力の変更	・計画区域の拡大	・計画区域の拡大 ・事業期間の延伸

注) 策定年月日は、平成 23 年度までは国からの認可日、平成 24 年度からは国への届出日となっています。

下水道法事業計画(認可)の経緯（新川東部）

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画 （旧 認 可）			
		第8回変更	第9回変更	第10回変更	
策 定 年 月 日		R4.3.18	R5.2.28	R6.7.16	
対 象 市 町		北名古屋市、豊山町	北名古屋市、豊山町	北名古屋市、豊山町	
処理区域面積(ha)		1,006	1,034	1,125	
計画処理人口(人)		63,000	63,000	70,380	
計画汚水量(m³/日最大)		28,305	28,743	29,038	
管 渠 延 長 (m)		16,700	16,960	16,970	
処理場能力(m³/日最大)		29,100	29,100	33,630	
処 理 場 面 積 (m ²)		82,000	82,000	82,000	
処理方式	水 処 理	オキシデーションディッチ法 凝集剤添加硝化脱窒法 +凝集剤添加	オキシデーションディッチ法 凝集剤添加硝化脱窒法 +凝集剤添加	オキシデーションディッチ法 凝集剤添加硝化脱窒法 +凝集剤添加	
	汚 泥 処 理	濃縮、機械脱水、焼却	濃縮、機械脱水、焼却	濃縮、機械脱水、焼却	
事 業 期 間 等		H12.12.27～R8.3.31	H12.12.27～R8.3.31	H12.12.27～R12.3.31	
変 更 内 容		・共同汚泥処理体制の位置付け	・計画区域の拡大 ・管渠延長の変更（師勝東部幹線）	・事業期間の延伸 ・処理区域の変更 ・処理分区界の変更 ・処理場の施設計画の変更	
項 目		下 水 道 法 事 業 計 画 （旧 認 可）			
策 定 年 月 日					
対 象 市 町					
処理区域面積(ha)					
計画処理人口(人)					
計画汚水量(m³/日最大)					
管 渠 延 長 (m)					
処理場能力(m³/日最大)					
処 理 場 面 積 (m ²)					
処理方式	水 処 理				
	汚 泥 処 理				
事 業 期 間 等					
変 更 内 容					

注) 策定年月日は、平成23年度までは国からの認可日、平成24年度からは国への届出日となっています。

都市計画法事業認可の経緯（新川東部）

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
告 示 年 月 日	H13.9.28	H18.3.14	H23.4.22	H29.1.31
対 象 市 町	豊山町、師勝町、西春町	豊山町、師勝町、西春町	北名古屋市、豊山町	北名古屋市、豊山町
処理区域面積(ha)	(261)	—	—	—
計画処理人口(人)	(15,700)	—	—	—
計画汚水量(m ³ /日最大)	(2,210)	—	—	—
管 渠 延 長 (m)	7,840	13,880	340	340
処理場能力(m ³ /日最大)	(2,750)	—	—	—
処 理 場 面 積 (m ²)	82,000	82,000	82,000	82,000
事 業 期 間 等	H13.9.28～ H20.3.31	H13.9.28～ H24.3.31	H13.9.28～ H29.3.31	H13.9.28～ R3.3.31
変 更 内 容		・期間延伸 ・管渠の延伸	・期間延伸 ・管渠の変更 (1,000ha による簡素化)	・期間延伸
項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	第4回変更			
告 示 年 月 日	R2.3.25			
対 象 市 町	北名古屋市、豊山町			
処理区域面積(ha)	—			
計画処理人口(人)	—			
計画汚水量(m ³ /日最大)	—			
管 渠 延 長 (m)	340			
処理場能力(m ³ /日最大)	—			
処 理 場 面 積 (m ²)	82,000			
事 業 期 間 等	H13.9.28～ R8.3.31			
変 更 内 容	・期間延伸			

() 内は参考である。

(11) 日光川下流流域下水道

日光川下流流域下水道は、津島市始め1市8町を対象として、平成14年10月に都市計画決定されました。(平成17年4月に佐屋町、佐織町、八開村、立田村が合併し愛西市に、平成18年4月に弥富町と十四山村が合併し弥富市に、平成22年3月に七宝町、美和町、甚目寺町が合併し、あま市となり、現在は4市2町。)また、令和4年度末に稲沢市の一部区域が追加され、5市2町を対象としています。

当流域下水道は平成14年度に事業着手、平成22年3月に供用開始し、現在は稲沢市を除く4市2町の汚水を処理しています。

現在の運転状況(日光川下流浄化センター)

供用開始年月	平成22年3月		
処理能力	日最大 36,150 m ³ (令和6年4月現在)		
処理フロー	(水処理) 初沈－反応槽－終沈－滅菌－放流 (汚泥処理) 濃縮－脱水－場外搬出(有効利用)		
処理区域面積	2,144ha (令和6年4月現在)		
処理区域内人口	129,804人 (令和6年4月現在)		
日平均流入水量	21,617m ³ (令和5年度実績)		
流入水質および放流水質	流入水	放流水	
	BOD	200	1.5
	COD	73	7.4
	SS	71	2.0
	T-N	28	6.6
	T-P	5.2	0.4
(単位 mg/l、令和5年度実績)			
放流先	名古屋港		
汚泥発生状況	脱水ケーキ 5,650t (令和5年度実績) 他流域処理場へ払出量 3,178t		
汚泥の利用および処分方法	脱水ケーキ：セメント原料、肥料原料、建設資材原料として有効利用		

関連市町別の現況(日光川下流)

項目 市町名	令和5年度			
	処理区域面積 ^{注1)} (ha)	処理区域内人口 ^{注2)} (人)	水洗化人口 ^{注3)} (人)	流入水量 ^{注4)} (m ³ /日)
津島市	302	16,123	8,887	2,793
愛西市	449	23,761	14,604	3,506
弥富市	391	22,737	11,157	3,584
あま市	540	32,640	22,630	5,813
大治町	121	8,783	4,098	1,288
蟹江町	341	25,760	17,433	4,632
稲沢市	-	-	-	-
計	2,144	129,804	78,809	21,617

注1) 処理区域面積は、令和6年4月1日現在の処理開始公示区域面積を示している。

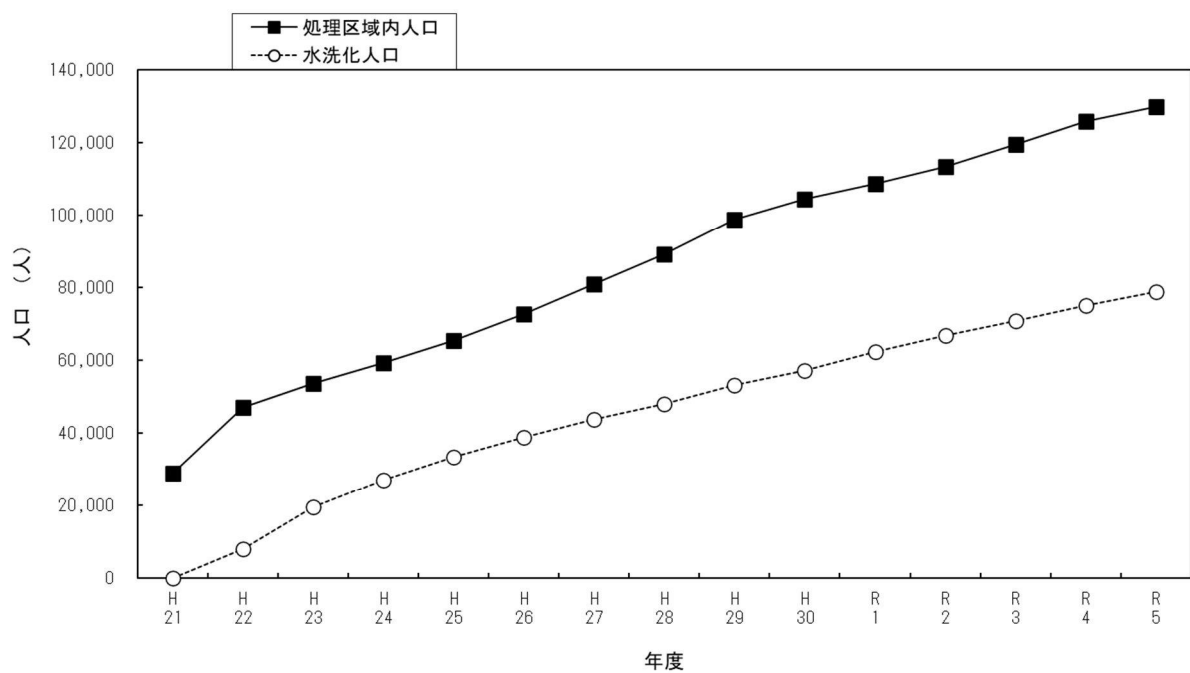
注2) 処理区域内人口は、令和6年4月1日現在の処理開始公示区域において、令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口(外国人人口を含む)より算出した人口を示している。

注3) 水洗化人口は、令和6年4月1日現在の下水道接続人口を示している。

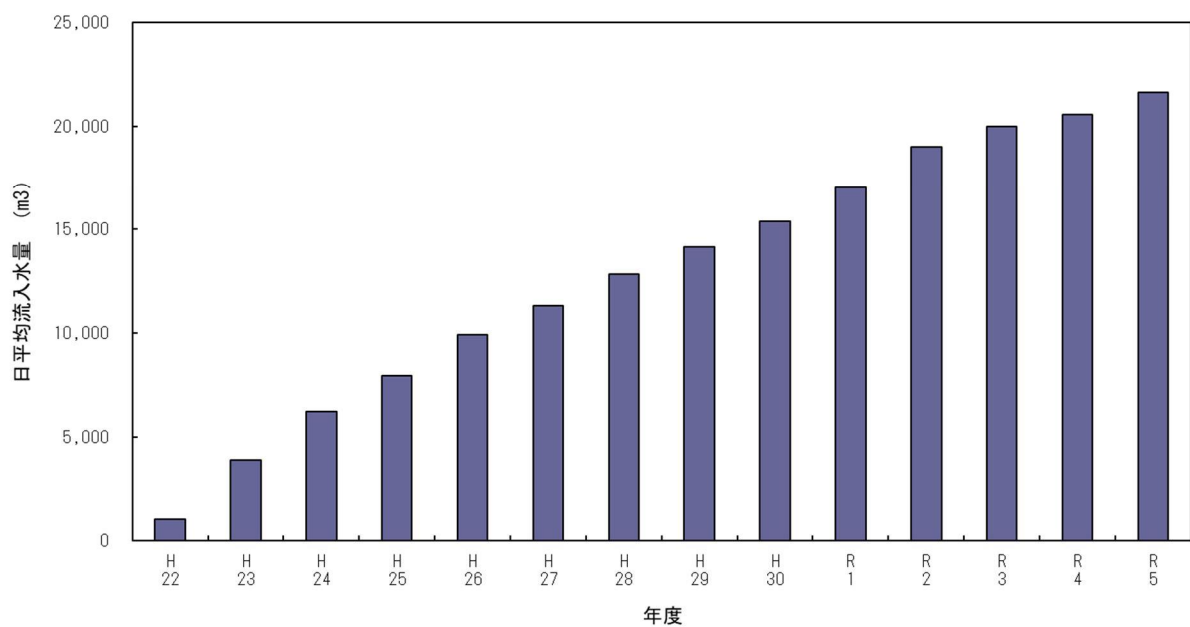
注4) 流入水量は、令和5年度の日平均流入水量を示している。

注5) 将来流域下水道に編入される計画の区域・人口は含まない。

注6) 端数処理をしているため、合計値が合わないことがある。

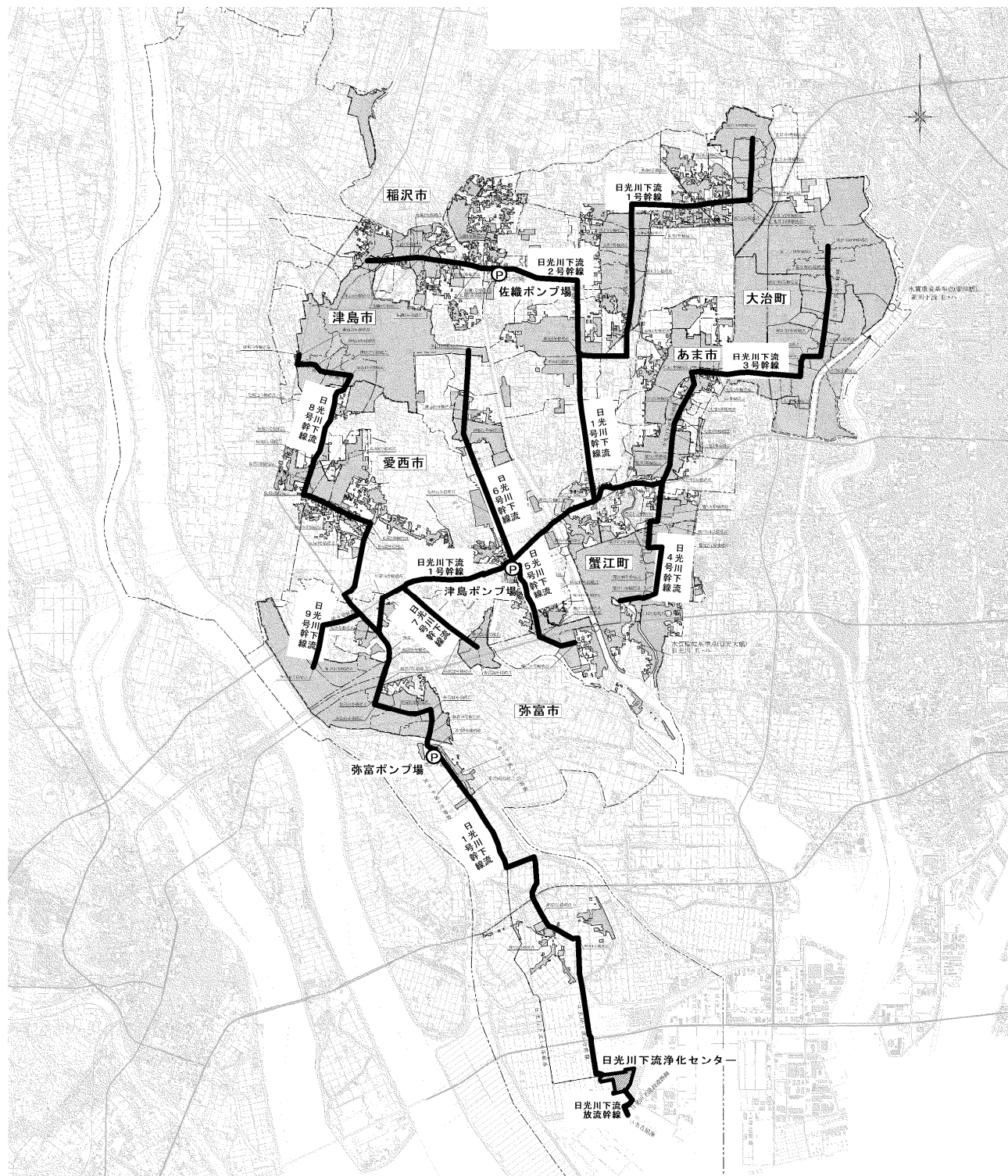


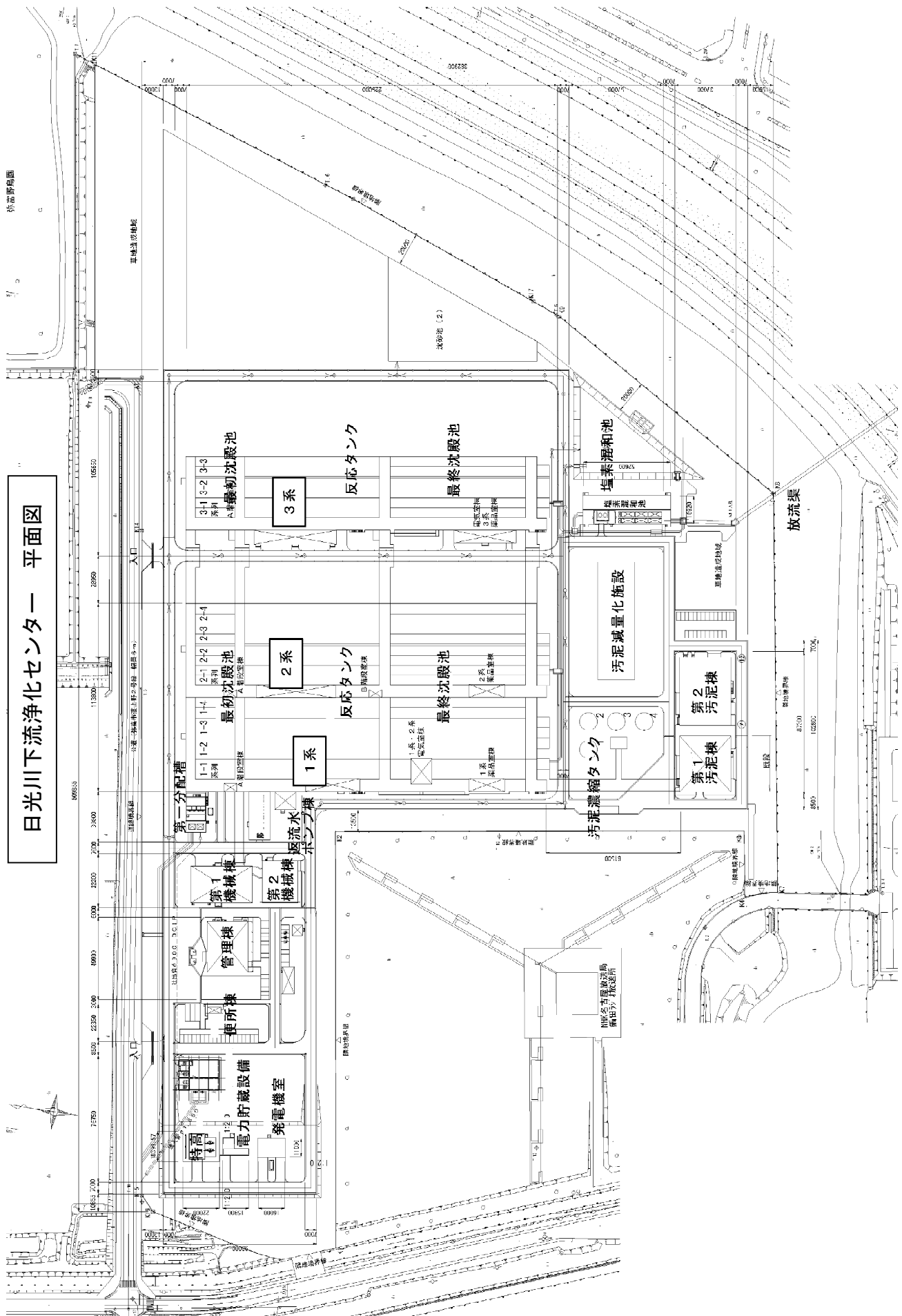
日光川下流処理区の処理区域内人口および水洗化人口の推移



日光川下流処理区の流入水量の推移

日光川下流流域下水道事業 計画一般図





関連市町別の計画概要（日光川下流）

			流域下水道名		処 理 区 名	
			日光川下流		日光川下流	
項 目		基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画(認可)※	都市計画法事業認可	
当初決定、届出、認可		目標年次	平成 14 年 10 月 4 日	平成 14 年 12 月 11 日	平成 15 年 1 月 6 日	
変更決定、届出、認可			平成 23 年 8 月 16 日	令和 5 年 3 月 8 日	令和 5 年 4 月 12 日	
事 業 期 間		令和 12 年度	—	～令和 11 年 3 月 31 日	～令和 11 年 3 月 31 日	
計 画 処 理 区 域 (ha)	津 島 市	785.8		688.3		
	愛 西 市	616.7		567.6		
	弥 富 市	548.4		539.2		
	あま市	1,417.7		879.2		
	大 治 町	611.0		158.4		
	蟹 江 町	678.1		425.0		
	稲沢市	5.9		5.9		
	計	4,663.6		3,264.1		
計 画 処 理 人 口 (人)	津 島 市	40,930		26,580		
	愛 西 市	31,260		26,370		
	弥 富 市	28,970		26,250		
	あま市	74,720		38,020		
	大 治 町	31,500		8,320		
	蟹 江 町	35,080		26,680		
	稲沢市	440		0		
	計	242,900		152,220		
計 画 汚 水 量 (㎥/日)	津 島 市	21,412		12,508		
	愛 西 市	15,659		11,744		
	弥 富 市	14,483		11,709		
	あま市	38,657		18,185		
	大 治 町	18,919		3,810		
	蟹 江 町	18,088		12,488		
	稲沢市	185		0		
	計	127,403		70,444		

注) 合計の欄は四捨五入の関係上合わないものがあります。

注) 令和 6 年 8 月末現在

注) 平成 24 年 3 月 31 日以前の下水道法事業計画については、届出日ではなく国からの認可日となっています。

基本計画の経緯（日光川下流）

項 目	基 本 計 画			
	当初計画	第1回変更	第2回変更	第3回変更
計 画 策 定 年 度	平成 14 年度	平成 24 年度	平成 29 年度	令和 4 年度
対 象 市 町	津島市、七宝町、美和町 甚目寺町、大治町 蟹江町、弥富町、佐屋町佐 織町	津島市、愛西市、弥富市、 あま市、大治町、蟹江町	津島市、愛西市、弥富市、 あま市、大治町、蟹江町	津島市、愛西市、弥富市、 あま市、大治町、蟹江町、 稲沢市
処理区域面積(ha)	6,006	6,006	6,040	4,664
計画処理人口(人)	318,830	298,500	283,570	242,900
計画汚水量(m ³ /日最大)	192,800	153,797	146,113	127,403
管 渠 延 長 (m)	66,740	66,820	66,900	65,000
中継ポンプ場面積(m ²)	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400
処理場能力(m ³ /日最大)	192,800	153,800	146,200	133,750
処 理 場 面 積 (m ²)	171,100	166,000	166,000	166,000
計 画 目 標 年 次	平成 27 年	令和 7 年	令和 7 年	令和 12 年
項 目	基 本 計 画			
計 画 策 定 年 度				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
計画処理人口(人)				
計画汚水量(m ³ /日最大)				
管 渠 延 長 (m)				
中継ポンプ場面積(m ²)				
処理場能力(m ³ /日最大)				
処 理 場 面 積 (m ²)				
計 画 目 標 年 次				

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の中で記す。
管渠延長は計画ベースで、放流渠(680m)は含まず。

都市計画決定の経緯（日光川下流）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	当初決定	第 1 回変更	第 2 回変更	第 3 回変更
告 示 年 月 日	H14.10.4	H17.12.6	H19.4.6	H22.12.24
対 象 市 町	津島市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、弥富町、佐屋町佐織町	津島市、愛西市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、弥富町	津島市、愛西市、弥富市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町
処理区域面積(ha)	—	—	—	—
管 渠 延 長 (m)	—	—	—	—
中継ポンプ場面積(m ²)	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400
処 理 場 面 積 (m ²)	—	—	—	—
変 更 内 容		・市町村合併に伴う地名変更(愛西市)	・市町村合併に伴う地名変更(弥富市) ・管渠計画の変更(日光川下流 1 号幹線のルート変更、1,000ha の簡素化) ・処理場敷地の変更(一部削除)	・都市計画区域の再編に伴う名称変更
項 目	都 市 計 画 決 定			
	第 4 回変更			
告 示 年 月 日	H23.8.16			
対 象 市 町	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町			
処理区域面積(ha)	—			
管 渠 延 長 (m)	—			
中継ポンプ場面積(m ²)	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400			
処 理 場 面 積 (m ²)	—			
変 更 内 容	・管渠計画の変更(日光川下流 1 号幹線及び 3 号幹線のルート変更、1,000ha の簡素化)			

平成 8 年度以降、表示方法の変更より処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を記さない。

平成 8 年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画(認可)の経緯（日光川下流）

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画（旧 認 可）			
		当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
策 定 年 月 日		H14.12.11	H19.8.7	H23.3.15	H24.4.9
対 象 市 町		津島市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、弥富町、佐屋町、佐織町	津島市、愛西市、弥富市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町
処理区域面積(ha)		1,373	2,099	2,111	2,392
計画処理人口(人)		77,990	102,500	103,910	112,770
計画汚水量(m ³ /日最大)		22,300	57,600	58,300	58,528
管 渠 延 長 (m)		45,350	51,100	51,100	57,660
中継ポンプ場(名称)		弥富、津島、佐織	弥富、津島、佐織	弥富、津島、佐織	弥富、津島、佐織
処理場能力(m ³ /日最大)		24,100	72,300	72,300	60,250
処 理 場 面 積 (m ²)		171,100	166,000	166,000	166,000
処理方式	水 処 理	凝集剤添加硝化脱窒法 ＋急速ろ過	凝集剤添加硝化脱窒法 ＋急速ろ過	凝集剤添加硝化脱窒法 ＋急速ろ過	凝集剤添加硝化脱窒法
	汚 泥 処 理	濃縮、機械脱水、焼却	濃縮、機械脱水、焼却	濃縮、機械脱水、焼却	濃縮、機械脱水、焼却
事 業 期 間 等		H14.12.11～ H22.3.31	H14.12.11～ H26.3.31	H14.12.11～ H26.3.31	H14.12.11～ H31.3.31
変 更 内 容			・事業施行期間の延伸 ・処理区域の拡大 ・流域幹線延伸及び一部ルートの変更 ・処理能力の増設及び敷地面積の変更 ・ポンプ場能力の増設	・処理区域の拡大 ・処理場施設の配置変更	・処理区域の拡大 ・計画放流水質の変更 ・流域幹線管渠の延伸 ・処理能力の変更 ・事業施行期間の延伸 ・急速ろ過の削除
項 目		下 水 道 法 事 業 計 画（旧 認 可）			
		第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更
策 定 年 月 日		H26.3.10	H30.1.4	R4.3.18	R5.3.8
対 象 市 町		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町 稲沢市
処理区域面積(ha)		2,441	3,211	3,211	3,264
計画処理人口(人)		115,000	155,000	155,000	152,220
計画汚水量(m ³ /日最大)		59,420	71,914	71,914	70,444
管 渠 延 長 (m)		61,960	64,800	64,800	64,790
中継ポンプ場(名称)		弥富、津島、佐織	弥富、津島、佐織	弥富、津島、佐織	弥富、津島、佐織
処理場能力(m ³ /日最大)		60,250	72,300	72,300	72,300
処 理 場 面 積 (m ²)		166,000	166,000	166,000	166,000
処理方式	水 処 理	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法
	汚 泥 処 理	濃縮、機械脱水、焼却	濃縮、機械脱水、焼却	濃縮、機械脱水、焼却	濃縮、機械脱水、焼却
事 業 期 間 等		H14.12.11～ H31.3.31	H14.12.11～ R6.3.31	H14.12.11～ R6.3.31	H14.12.11～ R11.3.31
変 更 内 容		・処理区域の拡大 ・処理分区分界の変更 ・流域幹線管渠の延伸	・処理区域の拡大 ・流域幹線管渠の延伸 ・津島市合流区域の接続	・共同汚泥処理体制の位置付け	・処理区域の拡大 ・稲沢市の一部区域の追加

注) 策定年月日は、平成23年度までは国からの認可日、平成24年度からは国への届出日となっています。

都市計画法事業認可の経緯（日光川下流）

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
告 示 年 月 日	H15.1.6	H19.8.28	H24.10.17	H30.2.13
対 象 市 町	津島市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、弥富町、佐屋町、佐織町	津島市、愛西市、弥富市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町
処理区域面積(ha)	(1,373)	(2,099)	—	—
計画処理人口(人)	(77,990)	(102,500)	—	—
計画汚水量(m³/日最大)	(22,300)	(57,600)	—	—
管 渠 延 長 (m)	45,350	51,100	38,140	38,140
処理場能力(m³/日最大)	(24,100)	(72,300)	—	—
中継ポンプ場面積(m²)	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400
処 理 場 面 積 (m ²)	171,100	166,000	166,000	166,000
事 業 期 間 等	H15.1.6～ H22.3.31	H15.1.6～ H26.3.31	H15.1.6～ H31.3.31	H15.1.6～ R6.3.31
変 更 内 容		・事業施行期間の延伸 ・1,2,4,6号幹線の延伸 ・8号幹線の削除 ・1号幹線のルート変更 ・処理場敷地面積の変更	・事業施行期間の延伸 ・1,2号幹線の延伸 ・4,6号幹線の1,000ha未満による簡素化 ・処理方式の変更	・事業施行期間の延伸
項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	第4回変更			
告 示 年 月 日	R5.4.12			
対 象 市 町	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、稲沢市			
処理区域面積(ha)	—			
計画処理人口(人)	—			
計画汚水量(m³/日最大)	—			
管 渠 延 長 (m)	38,140			
処理場能力(m³/日最大)	—			
中継ポンプ場面積(m²)	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400			
処 理 場 面 積 (m ²)	166,000			
事 業 期 間 等	H15.1.6～ R11.3.31			
変 更 内 容	・事業施行期間の延長			

() 内は参考である。

(12) 新川西部流域下水道

新川西部流域下水道は、清須市始め1市1町を対象として、平成18年2月に都市計画決定されました。(平成17年7月に西枇杷島町、清洲町及び新川町が合併し清須市に、平成21年10月に清須市と春日町が合併し清須市となりました。平成21年2月には北名古屋市の一部が、平成29年2月には稲沢市の一部が処理区域として追加され、現在は3市を対象としております。)

当流域下水道は平成17年度に事業着手、平成25年3月に供用開始し、現在、清須市と稲沢市2市の汚水を処理しています。

現在の運転状況（新川西部浄化センター）

供用開始年月	平成25年3月		
処理能力	日最大 8,800 m ³ （令和6年4月現在）		
処理フロー	（水処理）初沈（一部）－反応槽－終沈－滅菌－放流 （汚泥処理）濃縮－脱水－場外搬出（有効利用）		
処理区域面積	384ha（令和6年4月現在）		
処理区域内人口	25,612人（令和6年4月現在）		
日平均流入水量	3,874m ³ （令和5年実績）		
流入水質および放流水質	流入水	放流水	
	BOD	230	1.4
	COD	150	7.7
	SS	170	2.5
	T-N	51	3.8
	T-P	5.3	0.3
（単位 mg/l, 令和5年度平均）			
放流先	新川		
汚泥発生状況	脱水ケーキ 1,351t（令和5年度実績） 他流域処理場へ払出量 21t		
汚泥の利用および処分方法	脱水ケーキ：セメント原料、肥料原料、建設資材原料として有効利用		

関連市別の現況（新川西部）

項目 市町名	令和5年度			
	処理区域面積 ^{注1)} (ha)	処理区域内人口 ^{注2)} (人)	水洗化人口 ^{注3)} (人)	流入水量 ^{注4)} (m ³ /日)
稲沢市	27	2,213	543	76
清須市	357	23,399	15,225	3,798
北名古屋市	-	-	-	-
計	384	25,612	15,768	3,874

注1) 処理区域面積は、令和6年4月1日現在の処理開始公示区域面積を示している。

注2) 処理区域内人口は、令和6年4月1日現在の処理開始公示区域において、令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口(外国人人口を含む)より算出した人口を示している。

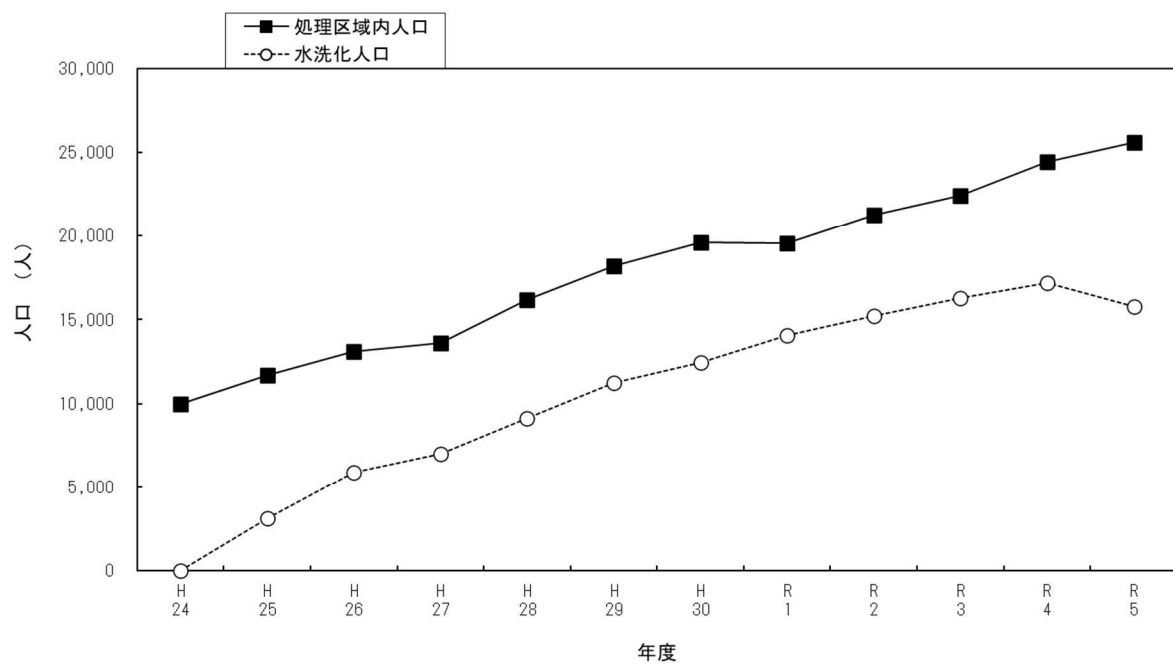
注3) 水洗化人口は、令和6年4月1日現在の下水道接続人口を示している。

注4) 流入水量は、令和5年度の日平均流入水量を示している。

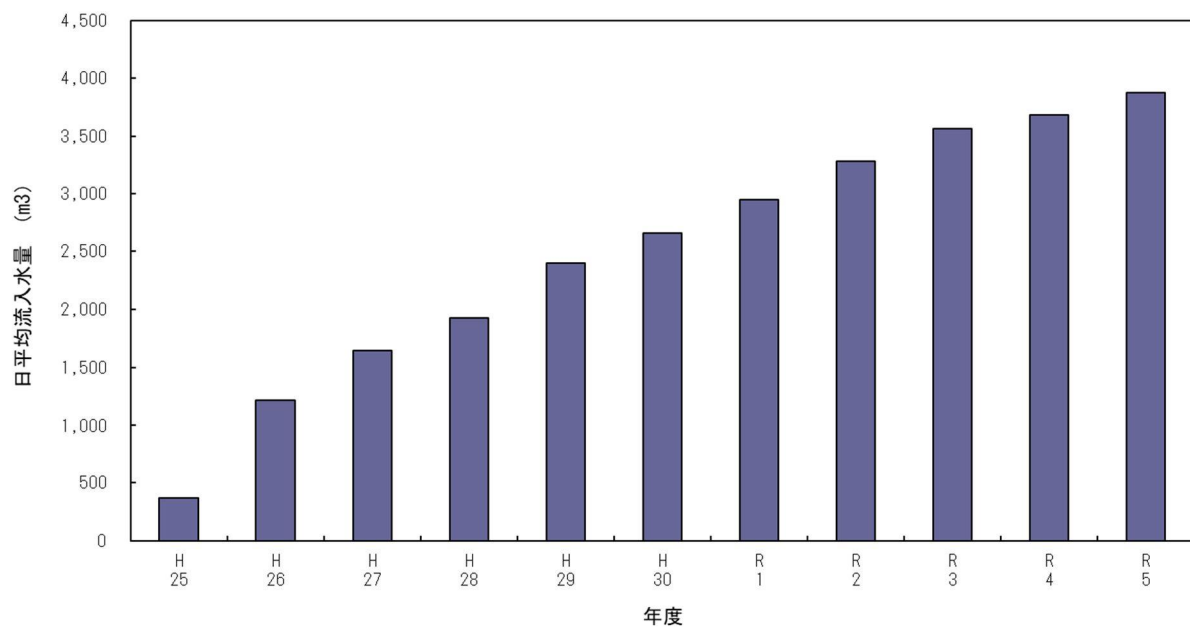
注5) 将来流域下水道に編入される計画の区域・人口は含まない。

注6) 端数処理をしているため、合計値が合わないことがある。

注7) 令和5年度に清須市の水洗化人口が減少した主な要因は、団地の用途廃止による。

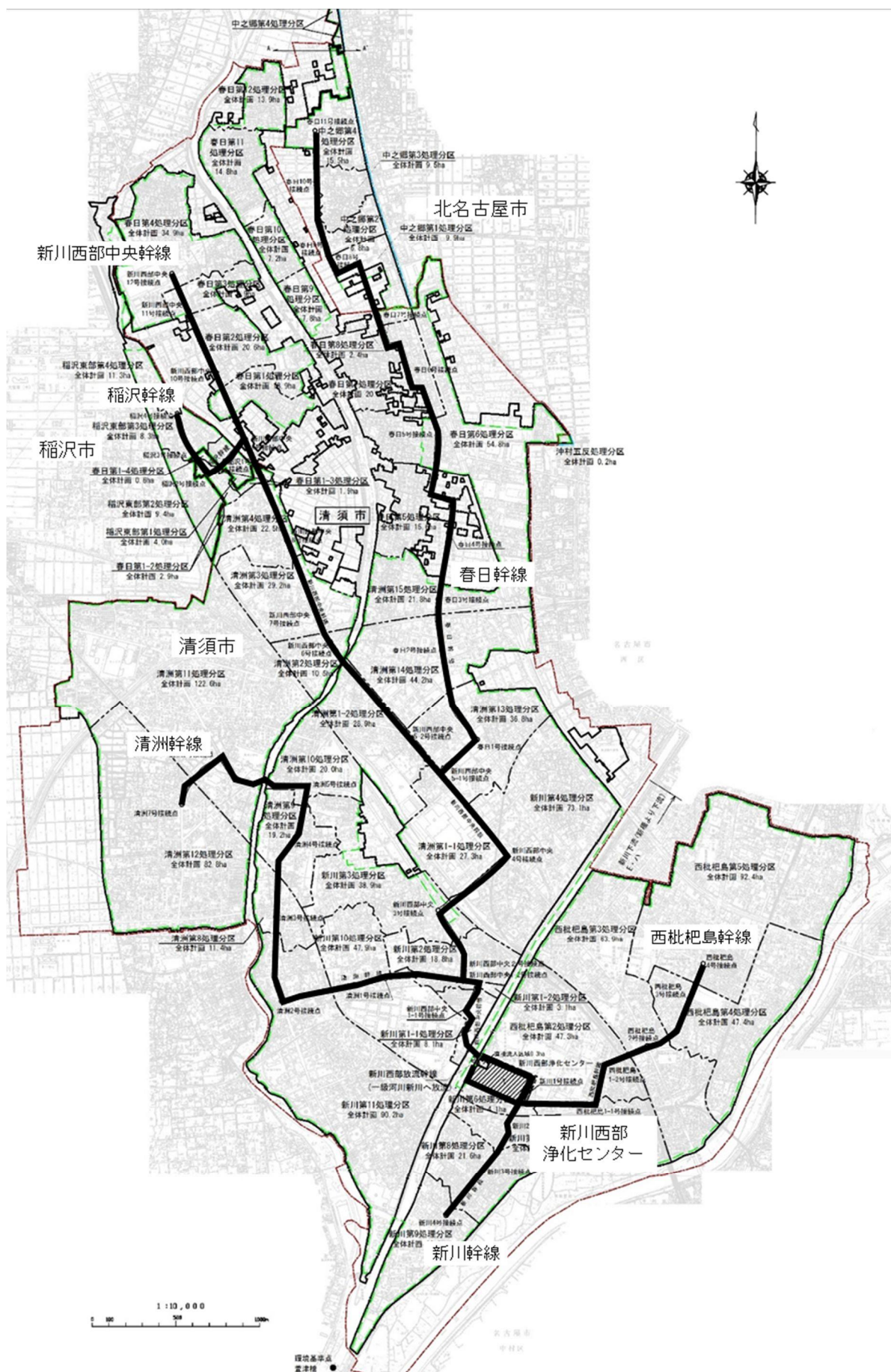


新川西部処理区の処理区域内人口および水洗化人口の推移

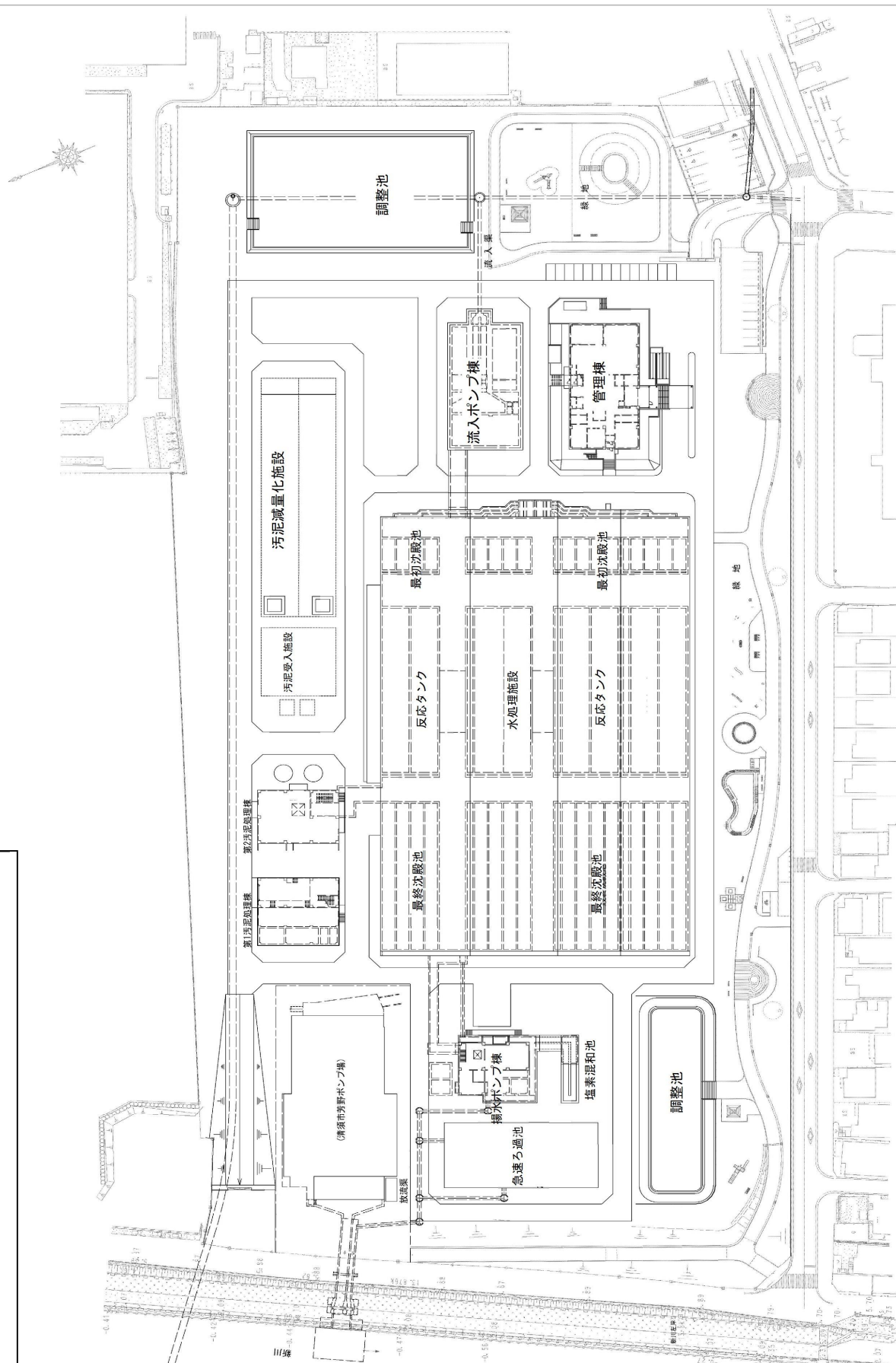


新川西部処理区の流入水量の推移

新川西部流域下水道事業 計画一般図



新川西部浄化センター 平面図



関連市町別の計画概要（新川西部）

			流域下水道名	処 理 区 名
			新川西部	新川西部
項 目	基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画(認可)※	都市計画法事業認可
当初決定、届出、認可	目標年次 令和 30 年度	平成 18 年 2 月 21 日	平成 17 年 5 月 31 日	平成 18 年 3 月 24 日
変更決定、届出、認可		平成 29 年 2 月 21 日	令和 6 年 3 月 7 日	令和 6 年 4 月 11 日
事 業 期 間		—	～令和 12 年 3 月 31 日	～令和 12 年 3 月 31 日
計 画 処 理 区 域 (ha)	稲 沢 市	33.0	27.5	
	清 須 市	1,437.1	598.3	
	北名古屋市	42.0	23.5	
	計	1,512.1	649.3	
計 画 処 理 人 口 (人)	稲 沢 市	1,900	2,007	
	清 須 市	67,200	28,902	
	北名古屋市	1,600	453	
	計	70,700	31,362	
計 画 汚 水 量 (㎥/日)	稲 沢 市	806	834	
	清 須 市	33,136	11,874	
	北名古屋市	624	173	
	計	34,566	12,881	

注) 合計の欄は四捨五入の関係上あわないものがあります。

注) 令和 6 年 8 月末現在。

注) 平成 24 年 3 月 31 日以前の下水道法事業計画については、届出日ではなく国からの認可日となっています。

基本計画の経緯（新川西部）

項 目	基 本 計 画			
	当初計画	第1回変更	第2回変更	第3回変更
計 画 策 定 年 度	平成 16 年度	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
対 象 市 町	西枇杷島町、春日町 清洲町、新川町	清須市、北名古屋市、 春日町	清須市、北名古屋市	清須市、北名古屋市
処理区域面積(ha)	1,315	1,361	1,361	1,363
計画処理人口(人)	65,700	66,740	62,920	62,920
計画汚水量(m³/日最大)	34,700	35,200	34,500	34,800
管 渠 延 長 (m)	14,420	16,340	16,230	16,230
処理場能力(m³/日最大)	35,000	35,200	35,200	35,200
処 理 場 面 積 (m ²)	56,000	56,000	56,000	56,000
計 画 目 標 年 次	平成 27 年	平成 27 年	令和 7 年	令和 7 年
項 目	基 本 計 画			
	第4回変更	第5回変更	第6回変更	
計 画 策 定 年 度	平成 28 年度	令和元年度	令和 5 年度	
対 象 市 町	稲沢市、清須市、北名古屋 市	稲沢市、清須市、北名古屋 市	稲沢市、清須市、北名古屋 市	
処理区域面積(ha)	1,396	1,395	1512	
計画処理人口(人)	64,700	70,960	70,700	
計画汚水量(m³/日最大)	35,800	38,900	34,566	
管 渠 延 長 (m)	16,580	16,580	16,930	
処理場能力(m³/日最大)	36,000	39,000	34,600	
処 理 場 面 積 (m ²)	52,100	52,100	52,100	
計 画 目 標 年 次	令和 7 年	令和 7 年	令和 30 年	

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の中で記す。
管渠延長は計画ベースで、放流渠は含まず。

都市計画決定の経緯（新川西部）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	当初決定	第 1 回変更	第 2 回変更	第 3 回変更
告 示 年 月 日	H18.2.21	H21.2.27	H22.12.24	H29.2.21
対 象 市 町	清須市、春日町	清須市、北名古屋市、春日町	清須市、北名古屋市	稲沢市、清須市、北名古屋市
処理区域面積(ha)	—	—	—	—
管 渠 延 長 (m)	—	—	—	—
処 理 場 面 積 (m ²)	—	—	—	—
変 更 内 容		・新川東部流域下水道と新川西部流域下水道を新川流域下水道として位置付け ・管渠計画の変更（放流幹線のルート変更）	・都市計画区域の再編に伴う名称変更	・処理区域の変更（稲沢市の追加） ・稲沢市の追加に伴う都市計画名称の変更（「名古屋都市計画下水道」→「名古屋都市計画及び尾張都市計画下水道」） ・処理場面積の変更
項 目	都 市 計 画 決 定			
告 示 年 月 日				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
管 渠 延 長 (m)				
処 理 場 面 積 (m ²)				
変 更 内 容				

平成 8 年度以降、表示方法の変更より処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を記さない。

平成 8 年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画(認可)の経緯（新川西部）

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画（旧 認 可）			
		当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
策 定 年 月 日		H17.5.31	H21.4.27	H23.6.9	H25.1.17
対 象 市 町		西枇杷島町、春日町 清洲町、新川町	清須市、春日町	清須市	清須市
処理区域面積(ha)		160	160	318	323
計画処理人口(人)		4,720	4,720	17,890	21,460
計画汚水量(m³/日最大)		2,466	2,466	9,080	9,412
管 渠 延 長 (m)		9,840	9,710	11,350	11,350
処理場能力(m³/日最大)		4,000	4,000	13,200	13,200
処 理 場 面 積 (m ²)		56,000	56,000	56,000	56,000
処理方式	水 処 理	凝集剤添加 オキシデーション ディッチ法 +急速ろ過	凝集剤添加 オキシデーション ディッチ法 +急速ろ過	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法
	汚 泥 処 理	濃縮、機械脱水	濃縮、機械脱水	濃縮、機械脱水	濃縮、機械脱水
事 業 期 間 等		H17.5.31～ H24.3.31	H17.5.31～ H24.3.31	H17.5.31～ H29.3.31	H17.5.31～ H29.3.31
変 更 内 容			・処理分区界の変更 ・管渠計画の変更(新川西部 中央幹線ルート変更他) ・計画放流水質の設定(変更) ・処理施設の変更	・事業期間の延伸 ・処理分区界の変更 ・幹線の延伸 (新川西部中央幹線、西枇杷 島幹線、新川幹線) ・処理能力の変更	・処理分区界の変更
項 目		下 水 道 法 事 業 計 画（旧 認 可）			
		第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更
策 定 年 月 日		H28.8.31	H30.1.25	R2.2.21	R4.3.18
対 象 市 町		清須市	稲沢市、清須市	稲沢市、清須市、 北名古屋市	稲沢市、清須市、 北名古屋市
処理区域面積(ha)		488	519	560	560
計画処理人口(人)		23,377	22,617	29,000	29,000
計画汚水量(m³/日最大)		11,978	11,607	13,188	13,188
管 渠 延 長 (m)		13,680	14,380	16,240	16,240
処理場能力(m³/日最大)		13,200	13,200	13,200	13,200
処 理 場 面 積 (m ²)		52,100	52,100	52,100	52,100
処理方式	水 処 理	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法
	汚 泥 処 理	濃縮、機械脱水	濃縮、機械脱水	濃縮、機械脱水	濃縮、機械脱水、焼却
事 業 期 間 等		H17.5.31～ R3.3.31	H17.5.31～ R3.3.31	H17.5.31～ R8.3.31	H17.5.31～ R8.3.31
変 更 内 容		・処理区域の変更 ・事業期間の延伸 ・幹線の延伸（春日幹線） ・処理場面積の変更	・処理区域の変更（稲沢市の 一部区域新規追加他） ・処理分区界の変更 ・幹線の変更（稲沢幹線新規 追加） ・処理施設規模の変更	・処理区域の変更 （北名古屋市の一部区域新 規追加他） ・事業期間の延伸	・共同汚泥処理体制の 位置付け

注) 策定年月日は、平成23年度までは国からの認可日、平成24年度からは国への届出日となっています。

下水道法事業計画(認可)の経緯（新川西部）

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画（旧 認 可）			
		第 8 回変更			
策 定 年 月 日		R6.3.7			
対 象 市 町		稲沢市、清須市、 北名古屋			
処理区域面積(ha)		649			
計画処理人口(人)		32,000			
計画汚水量(m ³ /日最大)		12,881			
管 渠 延 長 (m)		16,620			
処理場能力(m ³ /日最大)		13,200			
処 理 場 面 積 (m ²)		52,100			
処理方式	水 処 理	凝集剤添加硝化脱窒法			
	汚 泥 処 理	濃縮、機械脱水、焼却			
事 業 期 間 等		H17.5.31～ R12.3.31			
変 更 内 容		・事業期間の延伸 ・処理区域の変更 ・処理分区界の変更 ・処理場の施設計画の変更 ・幹線延長の変更（春日幹線の延伸）			

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画（旧 認 可）			
策 定 年 月 日					
対 象 市 町					
処理区域面積(ha)					
計画処理人口(人)					
計画汚水量(m ³ /日最大)					
管 渠 延 長 (m)					
処理場能力(m ³ /日最大)					
処 理 場 面 積 (m ²)					
処理方式	水 処 理				
	汚 泥 処 理				
事 業 期 間 等					
変 更 内 容					

注) 策定年月日は、平成 23 年度までは国からの認可日、平成 24 年度からは国への届出日となっています。

都市計画法事業認可の経緯（新川西部）

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
告 示 年 月 日	H18.3.24	H21.5.22	H23.8.24	H29.1.31
対 象 市 町	清須市、春日町	清須市、春日町	清須市	清須市
処理区域面積(ha)	—	—	—	—
計画処理人口(人)	—	—	—	—
計画汚水量(m ³ /日最大)	—	—	—	—
管 渠 延 長 (m)	600	610	610	610
処理場能力(m ³ /日最大)	—	—	—	—
処 理 場 面 積 (m ²)	56,000	56,000	56,000	52,100
事 業 期 間 等	H18.3.24～ H24.3.31	H18.3.24～ H24.3.31	H18.3.24～ H29.3.31	H18.3.24～ R3.3.31
変 更 内 容		・下水管渠の変更 新川西部放流幹線のルート変更 管渠延長の変更	・事業期間の延長	・処理場面積の変更 ・事業期間の延長
項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	第4回変更	第5回変更	第6回変更	
告 示 年 月 日	H30.2.28	R2.3.25	R6.4.11	
対 象 市 町	稲沢市、清須市	稲沢市、清須市、 北名古屋市	稲沢市、清須市、 北名古屋市	
処理区域面積(ha)	—	—	—	
計画処理人口(人)	—	—	—	
計画汚水量(m ³ /日最大)	—	—	—	
管 渠 延 長 (m)	610	610	610	
処理場能力(m ³ /日最大)	—	—	—	
処 理 場 面 積 (m ²)	52,100	52,100	52,100	
事 業 期 間 等	H18.3.24～ R3.3.31	H18.3.24～ R8.3.31	H18.3.24～ R12.3.31	
変 更 内 容	・稲沢市の追加に伴う都市 計画名称の変更（「名古屋 都市計画下水道」→ 「名古屋都市計画及び 尾張都市計画下水道」） ・排水区域の変更（稲沢市 の一部区域新規追加）	・排水区域の変更 （北名古屋市の一部区域 新規追加） ・事業期間の延長	・事業期間の延長	

（ ）内は参考である。

